

教育委員会定例会事項書

令和6年3月11日(月)
10:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 58号 令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格について

議案第 59号 三重県総合博物館協議会委員の任命について

5 報 告 題

報告 1 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験について

6 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和6年2月21日(水)

開会 10時00分

閉会 10時36分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

議案第55号 訴訟事件の処理について

議案第56号 審査請求事案の処理について

議案第57号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第10号)(教育委員会関係)について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 「三重県教育ビジョン(仮称)最終案について

報告2 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について

報告3 「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(仮称)設置基本方針」最終案について

報告4 令和6年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願18

時間外在校等時間記録の確定・修正ごとの保存を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 18	令和6年1月30日	<p>(件名) 時間外在校等時間記録の確定・修正ごとの保存を求める請願書 (要旨) 県立学校教職員の時間外在校等時間記録について、1か月分の記録が確定した際に印刷して保存すること。また、確定後に変更した際の記録を保存すること。</p>	<p>みえ教育ネットワ ーク教職員ユニオ ン 委員長 大原 教子 三重県津市寿町7 -50</p>	<p>県立学校教職員の時間外在校等時間記録は、三重県立学校過重労働対策報告システム上の電磁的記録を公文書として管理しています。 同システムの仕様上、変更履歴を残すことができないため、三重県教育委員会公文書管理規程第41条第1項第3号による書換え又は差替えを行う場合は、別途公文書に理由及びその経緯を記載することとしています。 当該書換え又は差替えを行う前の時間外在校等時間記録は、客観的な正確性の観点から利用に適さなくなつた公文書であるため、保存の必要はありません。 ただし、時間外在校等時間記録をより適正に管理するため、令和5年度から、確定後の時間外在校等時間記録について書換えを行う場合は、理由及びその経緯だけでなく書換え前後の情報も含めた記録を作成し、公文書として保存することとしました。これにより、本請願の趣旨に沿う対応は既に行われています。 以上のことから、本請願は不採択といたしました。</p>

2024年1月30日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

時間外在校等時間記録の確定・修正ごとの保存を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

県立学校教職員の時間外在校等時間記録について、1か月分の記録が確定した際および、確定した後に変更した際の記録を保存することを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき請願いたします。

2 請願の理由

公文書である教職員の時間外在校等時間記録が何か月も遡っていくらでも記録内容の変更ができ、なおかつその変更履歴が残らないというのは問題があることだと考えます。教職員に過重労働による重大な障害や過労死といった公務災害が発生したとしても、やろうと思えば使用者側が過重労働の事実がなかったかのように記録内容の変更ができてしまいます。実際、昨年9月4日には公文書である勤務実績表の変造を行った、県教育委員会事務局職員の懲戒事案が発表されており、公文書に関する不正は絶対にないとは言いきれないと思います。また、記録内容の変更履歴が残らないのであれば、情報公開請求をする人やタイミングによって、開示される内容が異なり、しかも請求人は記録内容の変更があったことさえ知ることができません。これは問題であると考えます。

今年1月23日の三重県教育委員会定例会では、当組合が提出した「三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録を求める請願書」についてご審議いただきました。この中では、当組合と当組合関係者以外の方が同一月の時間外在校等時間記録の開示を求めたにも関わらず、両者の受領した文書の内容が大きく異なるばかりか、内容変更後の文書については、内容変更したことが記されておらず、また内容変更前の記録は破棄されてしまっていたということをお示ししました。変更前の時間外在校等時間記録の内容を知ることができなくなってしまったというのは市民の「知る権利」の侵害であり、あってはならないことだと思います。

当該の請願に対する教育長の意見として、時間外在校等時間記録を修正するという指示や、その理由・経緯について事務連絡がされているから、三重県教育委員会公文書管理規程に則った取り扱いがされているという主旨のことをお示しいただきました。しかし、実際には同規程第41条第2項の「明白な誤り等の容観的な正確性の観点から利用に適さなくなった公文書を書き換え、又は差し替える場合には、当該書換え又は差替えを行う理由及びその経緯を、当該公文書に明確に記載しなければならない」という定めに対し、書換え又は差替えを行う理由や経緯は当該公文書自体には示されていませんでした。システムの仕様上、公文書自体に記載することができないのは仕方ありませんが、当該事務連絡の内容は時間外在校等時間記録の一部として保存・開示される必要があったと考えます。

時間外在校等時間を1か月ごとに確定したら印刷して公文書として確定・保存するとともに、その後書換えや差し替えが必要になった際には、その理由や経緯を示した文書とともに改定版時間外在校等時間記録を印刷して、公文書として確定・保存することが必要なのではないのでしょうか。あるいはシステム改修により、時間外在校等時間記録の確定後の変更履歴を残すようにすべきであると考えます。教職員の健康や、市民の「知る権利」を守るために、本請願をご採択いただきたく思います。

議案第58号

令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格について

令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第4号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



令和 8 年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における 再募集の応募資格について

概要

県立高等学校入学者選抜の再募集のあり方について、令和 4 年度から入学者選抜制度検討会において協議し、令和 5 年度はこれまでに 5 回開催して協議を重ねてきました。

* 令和 5 年度の制度検討会は、学識経験者、有識者、企業関係者、PTA（小中・高校）、市町教委代表、公立・私立の学校関係者の 14 人で構成

1 現在の状況

○再募集の応募資格（「実施要項」より）

- ・「三重県立高等学校入学者選抜において合格した者は、志願できない。」としています。

* 私立高校の合格者（最終の入学手続きをした者）の志願は、制限していません。

○募集枠、日程、検査内容

	前期選抜	後期選抜	再募集
募集枠	各高校が学科・コースの特色等をふまえて定める。	入学定員から前期選抜の合格内定者数を減じた数を募集定員とする。	入学定員から合格者数を減じた数を募集定員とする。
令和 5 年度選抜検査日	2 月 2 日、3 日	3 月 9 日	3 月 23 日
合格(内定)発表	(内定) 2 月 14 日	3 月 17 日	3 月 27 日
検査内容	各高校が指定する。 ・面接 ・自己表現 ・作文 ・実技検査 ・学力検査(2 教科以内)	学力検査を実施する。 国語・社会・数学・理科・英語 学校によっては、面接等を実施する。	後期選抜と同様に実施するが、後期選抜を行わず前期選抜のみ実施する高校では、前期選抜と同様に実施する。

○再募集の受検状況（全日制課程）

- ・令和 5 年度選抜では、募集人数に満たなかった 28 校 43 学科・コースにて再募集を実施し、94 人が受検しています。

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
募集人数	19 校 351 人	29 校 423 人	26 校 447 人	26 校 452 人	28 校 427 人
受検者数	18 校 205 人	21 校 130 人	24 校 149 人	22 校 119 人	22 校 94 人

2 応募資格の見直しに至った経緯

- ・入学者選抜制度検討会では、再募集を受検した生徒について、受検の理由や背景、受検した際に進学先が確保されていたかどうかなど、さまざまな調査結果の検証を行い、2年間にわたり、再募集のあり方について協議を重ねてきました。
- ・令和4年度選抜及び令和5年度選抜で、受検者数が募集人数を超えた4校について、再募集を受検した生徒の状況を調査した結果、「私立高校に合格している生徒」が合格し、「どこにも合格していない生徒」が再募集でも不合格となった事例がありました。
- ・再募集で不合格となった「どこにも合格していない生徒」は、私立高校を受験できない家庭の事情が背景にあるなど、教育的に不利な環境のもとにありました。
- ・検討会では、どこにも合格できなかったことを、「本人の努力不足」や「子育ては家庭の問題」等、自己の責任や家庭の責任の問題としてとらえるのではなく、家庭の経済状況が子どもの進路や学力に影響を及ぼしている「子どもの貧困問題」の事象のひとつであると考えました。
- ・誰一人取り残さない教育を推進する観点から、受検生（生徒）の立場に立ち、現行の再募集のあり方自体を見直すべきであると考えました。
- ・協議の結果、再募集は、これまでの前期選抜、後期選抜に続く、三度目の受検機会としてではなく、最後の受検機会として、高校に合格していない者が、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、高校に進学できるよう、できる限り進路を保障するための機会として位置付けることとしました。

3 再募集の応募資格

○新たな応募資格（案）

再募集を志願できる者は次の①、②の2つの要件を満たす者とする。

- ① 三重県立高等学校の入学者選抜に合格していない者。ただし、合格していても入学辞退届を提出した者は志願できる。
- ② 県内外の国・私立の高等学校等（高等専門学校を含む）のいずれにも合格していない者。ただし、合格していても「最終の入学手続き」をしていない者は志願できる。

なお、②については、「最終の入学手続き」をしていても、以下のいずれかの要件を満たす者は、志願できる。

- ・職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースを志願する者
- ・やむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める者

4 新たな応募資格（案）についての補足

① 県立高校の入学辞退による再募集の応募について

- ・これまで県立高校を入学辞退して再募集を応募することはできませんでしたが、後期選抜で合格した県立高校の場合、合格者発表当日に、合格した高校に出身中学校等の校長を通して「入学辞退届」を提出することにより、再募集を志願できることとします。（前期選抜は、入学することを確約して志願することから、入学辞退はできません。）

② 「最終の入学手続き」について

- ・県内私立高校については、県立高校の合格者発表後に実施する、入学予定者招集日等に出席して行う入学手続きを、「最終の入学手続き」とします。
- ・その他（県外等）の高校等については、各高校等への入学を確約する手続きを、「最終の入学手続き」とします。

③ 職業学科や総合学科、体育、芸術の専門学科・コースについて

- ・これらの学科・コースは県内私立高校には設置されておらず、県立高校においてのみ、施設・設備、担当する教職員等、専門的に学習できる環境にあるため、「最終の入学手続き」をしていても志願できることとします。

職業学科：22校〔農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉〕8科

総合学科：7校〔いなべ総合、飯南、昴、鳥羽、あけぼの、名張、木本〕

体育・芸術の専門学科：体育〔稻生〕、応用デザイン〔飯野〕

普通科：文化教養（吹奏楽）コース〔白子〕

- *「農業」：県内私立高校1校に設置されているが、少人数（25人）全寮制で専願募集に限られていることから、農業科を希望する者の学びを保障するため、志願できる学科に含めています。

④ やむを得ない事情がある者について

- ・経済的な事情においては、「最終の入学手続き」を行った学校における学業の継続に困難が生じることが想定されるため、次の場合については、やむを得ない事情として、中学校等の校長が了承のうえで、志願できることとします。
 - 生活保護世帯や、住民税非課税世帯、就学援助制度の対象世帯（要保護、準要保護）等、国や区市町の行政から経済的な支援を受けている場合
 - 三重県高等学校等修学奨学金の貸与が内定している、又は、世帯の所得額が貸与要件を満たす場合
 - 家計の急変により、世帯の収入額が三重県高等学校等修学奨学金（緊急採用）の貸与要件を満たす場合
- ・中学校等の校長によって判断に差が生じないように、「Q&A」集を作成する予定です。

5 適用年度

- ・新たな応募資格（案）について、中学生や保護者、中学校教員が正しく理解できるよう、令和6・7年度の2年間で周知期間とし、令和8年3月に実施する選抜（現中学1年生が対象）から導入することとします。

6 新たな応募資格を導入した後の検証について

- ・新たな応募資格導入後の経過を見ていくことが必要であるため、新たな応募資格にて継続して実施した後（入学した生徒が卒業する3年間の経過後）、令和11年度に検証を行うこととします。

再募集の応募資格について

令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜（全日制課程・定時制課程）における再募集の応募資格を次のように変更する。

変更後	変更前
<p>第4 再募集・追加募集</p> <p>1 全日制課程及び昼間定時制課程の再募集</p> <p>2 夜間定時制課程の再募集</p> <p>(1) 募集</p> <p>合格者が入学定員に満たないときは、再募集を行う。</p> <p>ア 応募資格</p> <p>再募集を志願できる者は、第1・ 1・(1)の応募資格を有する者及び「令和6年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」に定める入学志願のできる者とし、かつ、次の①、②の2つの要件を満たす者とする。</p> <p><u>三重県立高等学校の入学者選抜に合格していない者。ただし、合格していても入学辞退届を提出した者は志願できる。</u></p> <p><u>県内外の国・私立の高等学校等（高等専門学校を含む）のいずれにも合格していない者。ただし、合格していても「最終の入学手続き」をしていない者は志願できる。</u></p> <p>なお、②については、「最終の入学手続き」をしていても、以下のいずれかの要件を満たす者は、志願できる。</p> <p>・<u>職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースを志願する者</u></p> <p>・<u>やむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める者</u></p>	<p>第4 再募集・追加募集</p> <p>1 全日制課程及び昼間定時制課程の再募集</p> <p>2 夜間定時制課程の再募集</p> <p>(1) 募集</p> <p>合格者が入学定員に満たないときは、再募集を行う。</p> <p>ア 応募資格</p> <p>再募集を志願できる者は、第1・ 1・(1)の応募資格を有する者及び「令和6年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」に定める入学志願のできる者とする。</p> <p><u>ただし、令和6年度三重県立高等学校入学者選抜において合格した者は、志願できない。</u></p>

